

専決処分について（立川市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

上記の議案を提出する。

令和 4 年 5 月 9 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定並びに地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 133 号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 27 号）の公布による。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次を別紙
のとおり専決処分する。

立川市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

令和 4 年 3 月 31 日

立川市長 清 水 庄 平

立川市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

立川市市税賦課徴収条例（昭和25年立川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第27条の6 所得割の納稅義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金錢を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納稅義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第27条の3及び第27条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金錢（市内に事務所又は事業所を有する法人等に限る。）</p> <p>ア～エ 略.....</p> <p>オ 所得税法施行令第217条第3号に掲げる公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>カ～コ 略.....</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第27条の6 所得割の納稅義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金錢を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納稅義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第27条の3及び第27条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金錢（市内に事務所又は事業所を有する法人等に限る。）</p> <p>ア～エ 略.....</p> <p>オ 所得税法施行令第217条第3号に掲げる公益社団法人及び公益財団法人（<u>所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に定める民法法人を含む。</u>）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>カ～コ 略.....</p>

2	……略…… (法人の市民税の申告納付)	2	……略…… (法人の市民税の申告納付)
第33条の 7	……略……	第33条の 7	……略……
2～8	……略……	2～8	……略……
9	法 <u>第321条の 8 第62項</u> に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、 <u>同条第62項</u> 及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法 <u>第762条第 1号</u> に掲げる地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならぬ。	9	法 <u>第321条の 8 第60項</u> に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、 <u>同条第60項</u> 及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法 <u>第762条第 1号</u> に掲げる地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならぬ。
10～14	……略……	10～14	……略……
15	第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法 <u>第321条の 8 第71項</u> の規定による処分又は前項に規定する届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段に規定する期間内に行う第9項に規定する申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段に規定する承認を受けたときは、この限りでない。	15	第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法 <u>第321条の 8 第69項</u> の規定による処分又は前項に規定する届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段に規定する期間内に行う第9項に規定する申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段に規定する承認を受けたときは、この限りでない。
16	……略……	16	……略……
附 則 (法附則第15条第 2項第 1号等に規定する条例で定める割合)		附 則 (法附則第15条第 2項第 1号等に規定する条例で定める割合)	
第10条の 2	……略……	第10条の 2	……略……
2	……略……	2	……略……
3	法附則第15条第15項に規定する条例で定める割合は、100分の60（都	3	法附則第15条第16項に規定する条例で定める割合は、100分の60（都

市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する条例で定める割合は、100分の50）とする。

4 法附則第15条第22項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

5 法附則第15条第23項第1号に掲げる条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第23項第2号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。

7 法附則第15条第23項第3号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。

8 法附則第15条第24項第1号に掲げる条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第24項第2号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。

10 法附則第15条第26項第1号イに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第26項第1号ロに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第26項第1号ハに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第26項第1号ニに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第26項第2号イに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の75とする。

15 法附則第15条第26項第2号ロに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。

市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する条例で定める割合は、100分の50）とする。

4 法附則第15条第23項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

5 法附則第15条第24項第1号に掲げる条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第24項第2号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。

7 法附則第15条第24項第3号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。

8 法附則第15条第25項第1号に掲げる条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第25項第2号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。

10 法附則第15条第27項第1号イに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第27項第1号ロに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第27項第1号ハに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第27項第1号ニに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第27項第2号イに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の75とする。

15 法附則第15条第27項第2号ロに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。

例で定める割合は、100分の75とする。

16 法附則第15条第26項第2号ハに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の75とする。

17 法附則第15条第26項第3号イに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。

18 法附則第15条第26項第3号ロに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。

19 法附則第15条第26項第3号ハに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。

20 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

21 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

9 22 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

25 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、100分の75とする。

26略.....

27略.....

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3略.....

例で定める割合は、100分の75とする。

16 法附則第15条第27項第2号ハに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の75とする。

17 法附則第15条第27項第3号イに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。

18 法附則第15条第27項第3号ロに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。

19 法附則第15条第27項第3号ハに掲げる設備について同号に掲げる条例で定める割合は、100分の50とする。

20 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

21 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

22 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

24 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

25略.....

26略.....

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3略.....

2～8略.....

9 法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修等住宅又は同条第10項に規定する熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3)略.....

(4) 热损失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 热损失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 热损失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

10略.....

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定热损失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定热损失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する热损失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3)略.....

(4) 热损失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 热损失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 热损失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告

2～8略.....

9 法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3)略.....

(4) 热损失防止改修工事が完了した年月日

(5) 热损失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 热损失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

10略.....

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定热损失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定热损失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する热损失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3)略.....

(4) 热损失防止改修工事が完了した年月日

(5) 热损失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 热损失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告

書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

12及び13 ……略……

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 ……略……

書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

12及び13 ……略……

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 ……略……

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の立川市市税賦課徴収条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年
度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改
正前的地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

